

退職したらハローワークで手続きをする **雇用保険の給付について**

いわゆる「失業手当」とは？

雇用保険に加入している労働者は離職したとき、給付金をもらう手続きをすることができます。

一 受給の条件

☑ 一定期間以上、雇用保険に加入している

2年間のうちに**12**か月以上の被保険者期間があること

※原則、賃金の支払い対象になる日が11日以上ある月を1か月と数えます。

※ 65歳以上で退職した方や、やむを得ない理由で退職した方など、6か月で手続きできる場合があります。

仕事を探している

もう内定が決まっている場合など、仕事探しをしない方は原則お手続きができません。傷病や出産・育児などで仕事ができない場合は、一度ハローワークへご相談ください。

手続きはどうすればいい？

① 退職した会社等から 離職票をもらう

② ハローワークへ行って受給の申込み手続き

持っていくもの

- 離職票
 - マイナンバーカード
 - 通帳かキャッシュカード

より詳しい受給の条件や手続き内容については、こちらをご確認ください
[ハローワークインターネットサービス](#)

